

7月8日に開催されたキッコーマン健康保険組合会で令和5年度決算などが承認されました。

1. 令和5年度決算について

●一般勘定

令和5年度の当期収支は、約225百万円の黒字となりました。しかしながら、黒字幅は前年度と比べると約74百万円縮小しています。主な支出のうち、保険給付費(医療費補助など)は、過去最高額の約913百万円(前年比102%)に達しました。これは、新型コロナなどの薬剤費、傷病手当金、産婦人科関連費用等が増えたことが主たる要因です。また、納付金[※]は、約857百万円(前年比115%)と約109百万円増えました。※納付金とは、日本の65歳以上の高齢者の医療保険制度を支えるために健保組合が拠出しなければならない支出です。当期の支出が前期比108%と増加しましたが、保険料などの収入も前期比103%と増えた結果、収支の黒字を維持することができました。加入者数は令和6年3月末時点で5,920人と、若干人数は減っておりますが、支出額が増え続けていますので、財政運営が厳しくなることが予測されます。健全な健保財政運営の為、今後も引き続き、健康保険組合の取り組みへの皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

		(百万円)	
		予算差	前期差
当期収入	2,158	78	63
当期支出	1,933	16	137
当期収支	225	62	-74

●介護勘定

令和5年度当期収支は、約29百万円の黒字となりました。しかし、団塊の世代が後期高齢者となり、介護給付が今後増大することから、介護納付金(支出)も増えていくことが見込まれます。

		(百万円)	
		予算差	前期差
当期収入	292	10	8
当期支出	266	-0	7
当期収支	26	10	1

2. 人間ドック補助制度の例外希望について

例外希望受診の経過措置について、令和7年度も延長実施する方針が決まりました。

令和5年の「人間ドック利用規程」改定にあたり、経過措置として令和5年度および令和6年度においては、「キッコーマン総合病院」「(株)バリューHR社の代行契約病院」以外で受診し、「人間ドック例外補助希望届」の提出がある場合、補助を行なうことと定めていました。

改定制度が始まり、令和5年度の補助制度利用率は、前期比102%で良くなっていました。

(人間ドック補助制度の利用率は56%です)

皆さんの理解と協力および(株)バリューHRの契約拡充の結果、令和6年度の例外希望者は97人(6月末現在)となり、前年度248人よりも減少しています。

しかし、当健保は50歳以上の年齢層が増え、がん検診受診の必要性が高まっている現状を踏まえると高年齢層の人間ドック受診率はさらに高めていく必要があります。

制度利用の浸透を図り、人間ドック受診率向上を図るため、経過措置終了は慎重に行なうこととなりました。

3. 被保険者証(健康保険証)の廃止に伴う規程改定について

令和6年12月2日 被保険者証の発行を終了し、原則「マイナ保険証」に切り替える。
マイナ保険証が使用できない加入者に対し、健保組合は「資格確認書」を発行する。
これらの国の方針に則り、以下の規程の改定が組合会で決まりました。

- (1)「被保険者証管理規程」の廃止(令和7年12月2日廃止)
- (2)「資格確認書管理規程」の新設(令和6年12月2日発行開始)
- (3)「組合会議員選挙執行規程」の改定
- (4)「組合会会議規則」の改定
- (5)「個人情報保護管理規程」の改定

◆ 情報提供 ◆

マイナンバーカードの保険証としての利用について

増大する国民医療費を抑制するために、マイナンバーをキーとした健康保険と医療機関との情報連携が進んでおります。この関係で、現行の保険証は、今年12月2日に新規発行を終了し、原則マイナンバーカードを保険証として利用するマイナ保険証に切り替わります。

【マイナンバーカードを安心して保険証として利用するために】

1. マイナンバー未提出の人は、提出するようにしてください(ご家族分も)。
2. マイナンバーが提出・登録されている加入者に、当健保が把握しているマイナンバーの下4桁を含む加入者情報「資格確認のお知らせ」を、10月までに、原則、世帯ごと封書にて送付いたします。お手元に届きましたら、内容確認をお願いします。(詳細は、後日連絡します)

【マイナンバーカードを健康保険証としてご利用する手続きについて】

1. マイナンバーカードを取得していない人は、マイナンバーカードを取得します。
[申請・受取方法／申請状況確認 - マイナンバーカード総合サイト \(kojinbango-card.go.jp\)](https://www.kojiinbango-card.go.jp)
2. マイナンバーカードを保険証として使用できるように手続きをする。

[マイナンバーカードの健康保険証利用 | マイナポータル \(myrna.go.jp\)](https://myrna.go.jp)

マイナンバーカードの健康保険証 利用登録は、マイナンバーカードを取得した後に、以下3つのいずれかの方法でお申し込みができます。

- ① 医療機関・薬局の窓口には設置されている顔認証付きカードリーダーを利用して健康保険証の利用登録をしていただく、
 - ② マイナポータルにログインし、「マイナンバーカードの健康保険証利用申込」から利用登録をしていただく、
 - ③ セブン銀行の ATM で健康保険証の利用登録をしていただく、
- ことにより、マイナンバーカードを健康保険証としてご利用いただくことが可能です。

【マイナンバーカードの国外利用が 始まりました】

[マイナンバーカードを国外で利用する - \(kojinbango-card.go.jp\)](https://www.kojiinbango-card.go.jp)

マイナンバーカード総合サイト

2024年5月27日から、マイナンバーカードの国外利用が始まりました。

事前手続きにより、海外赴任後もマイナンバーカードを引き続き利用することが可能となります。一時帰国時、日本で医療機関にかかる場合など、マイナンバーカードを保険証としてご利用できます。また、2015年10月5日以降に国外転出をされていて、マイナンバーカードをお持ちでない方も新規の交付申請が可能となりました。お手続き等、詳細については、上記マイナンバーカード総合サイトをご参照ください。

以上